平成24年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (5月22日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	• 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	. 4
職務のため出席した事務局職員	. 4
開 会	5
開	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	. 7
管理者あいさつ	1
閉 会	2

埼玉中部環境保全組合告示第3号

平成24年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。 平成24年5月15日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

- 1 期 日 平成24年5月22日(火)午前9時
- 2 場 所 埼玉中部環境保全組合議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(13名)

1番	潮	田	幸	子	議員	2番	金	澤	孝太	に郎	議員
3番	中	島		清	議員	5番	中	野		昭	議員
6番	岡	田	恒	雄	議員	7番	渡	邉	良	太	議員
8番	現日	園	孝	昭	議員	9番	高	橋	節	子	議員
10番	福	島	忠	夫	議員	11番	神	田		隆	議員
12番	荻	野		勇	議員	13番	杉	田	L O	ぶ	議員
14番	内	野	正	美	議員						

○不応招議員(なし)

平成24年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成24年5月22日(火曜日) 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問

閉 会

○出席議員(13名)

	1番	潮	田	幸	子	議員	2番	金	澤	孝太	郎	議員
	3番	中	島		清	議員	5番	中	野		昭	議員
	6番	岡	田	恒	雄	議員	7番	渡	邉	良	太	議員
	8番	現 王	園	孝	昭	議員	9番	高	橋	節	子	議員
1	10番	福	島	忠	夫	議員	11番	神	田		隆	議員
1	12番	荻	野		勇	議員	13番	杉	田	しの	S.	議員
1	14番	内	野	正	美	議員						

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管	理	E	者	新	井	保	美	君
副	管	理	者	原	口	和	久	君
副	管	理	者	石	津	賢	治	君
会	計 管	7 理	者	福	田		実	君
事	務	局	長	原			勇	君
事	務局	分次	長	新	井	久	夫	君
総	務	課	長	成	井	治	久	君
施	設	課	長	水	村		清	君

○職務のため出席した事務局職員

書記篠原亮

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○岡田恒雄議長 ただいまから平成24年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会をいたします。

出席議員は13名全員でありますので、定足数に達しております。よって、本議会は成立をいたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めておりますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○岡田恒雄議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○岡田恒雄議長 日程第1、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○岡田恒雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、12番、荻野勇議員、13番、杉田しのぶ議員、14番、内野正美議員 を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○岡田恒雄議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る5月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長よりその結果の報告をお願い をいたします。

中野議会運営委員長。

〇中野 昭議会運営委員長 改めまして、皆さん、おはようございます。議長の命により、日程第3、 議会運営委員長の報告を申し上げます。

議会運営委員会は、去る5月15日午前9時30分から、当センターにおきまして行いました。本日の議会日程等について協議したところでございます。皆様のお手元に配付してございます議事日程表について順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告は、管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問、質問通告者は1名であります。なお、質問は、再質問、再々質問の3回ま

でとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、岡田議長より、定例会終了後、正副管理者同席の上、新施設建設検討委員会及び正副管理 者会議の協議内容について報告をするため、全員協議会の開催の申し出があり、これについて了承 されました。

以上が5月15日に行われました議会運営委員会の報告であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○岡田恒雄議長 日程第4、会期の決定につきましては、中野議会運営委員長の報告のとおり、5月 22日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

◎諸報告

○岡田恒雄議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。 新井管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成24年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年2月定例会以降の運転状況及び事務の 執行状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、平成23年度の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ3万6,235.33トン、粗大ごみ1,302.24トン、合計3万7,537.57トンであり、昨年度と比較いたしますと可燃ごみ4.68トンの減、粗大ごみは21.33トンの増、合計16.65トン、0.04%の増でありました。

なお、小川地区衛生組合からの受託ごみ1,067.48トンの可燃ごみを処理しております。

次に、灰の処分につきましては、合計4,124.42トンをセメント原料として処理委託しております。 焼却灰及びばいじんの放射性物質の測定につきましては、昨年6月から毎月実施しておりますが、 一般的な埋め立て基準の値となっている8,000ベクレルを大きく下回っており、セメント原料として処理委託するのに問題となることはございません。

なお、直近の4月25日の採取では、セシウム134及び137の合計は、焼却灰が1キログラム当たり

311ベクレル、ばいじんが1キログラム当たり1,945ベクレルでありました。

次に、事務の執行状況について申し上げます。 2月22日に、当センターを会場とし、平成24年度 委託及び許可業者合同説明会を構成市町担当課とともに開催し、47業者の参加をいただき、収集運 搬時の注意事項、分別の徹底についてをお願いしております。

次に、平成24年度がスタートしておりますが、本年3月31日をもちまして江中安秋会計管理者が 定年退職となりましたので、4月1日付で吉見町の福田実会計管理者を当組合会計管理者として選 任しております。前任者同様、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成24年度運転管理業務委託につきましては、5社による指名競争入札の結果、株式会社 カンエイメンテナンスが落札し、契約額1億7,892万円、契約期間は平成24年4月1日から平成25年 3月31日であります。

次に、施設の運転管理、維持管理業務につきましては、順調であります。今後も施設機能を維持 していくために、各設備の保守点検整備等を実施し、良好な運転管理に努めてまいります。

次に、第2期大間処分場につきましては、BODの数値は廃止基準の60ppmを下回る良好な結果となっております。なお、原水のpH、水素イオン濃度が高いことから、希硫酸による中和を行っておりますが、依然高い状況でありますので、今年度、希硫酸の投入量をふやす対策を講ずることとしております。今後も、埼玉県の担当部局と連携を図り、早期廃止に向けて努めてまいります。

次に、新施設建設検討委員会につきましては、第6回検討委員会が3月26日に開催され、正副管理者会議の経過報告として、11市町村による広域化は実現しないことを確認し、新たな枠組みを決定するための協議を続けていることが報告され、また参画の申し出があった市町村の最新のごみ量調査を行い、その結果をもとに施設規模等についての説明、委員会に関する新年度予算について説明がなされたとの報告を受けております。

次に、臨時正副管理者会議を2月22日、3月23日、4月16日に開催し、5月8日の正副管理者会議でも広域化の枠組みについて協議を進めておるところでございます。引き続き、正副管理者で慎重に協議を進めてまいります。

結びに、今後も、より健全な財政運営と安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の 一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○岡田恒雄議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いをいたします。 通告者、杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。 杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 改めまして、皆さんおはようございます。吉見町議会選出の杉田しのぶで ございます。

4月28日付の埼玉新聞の報道では、県内に焼却施設を持つ23市町の首長と一部事務組合35団体を対象に災害廃棄物(木くず)の受け入れについてアンケート調査を行った結果が掲載をされていました。当組合は、岩手県の木くずの受け入れについて、条件が整えば受け入れたいと回答したというふうにありますけれども、(1)として、当組合の提示する条件とはどのようなものなのか。

(2) として、条件が整えば受け入れたいとした理由はどのようなことからかについて、お伺いしたいと思います。

再質問は、自席にて行わせていただきたいと思います。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

〇新井保美管理者 それでは、杉田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

東日本大震災で発生した災害廃棄物のうち木くずの処理につきまして、本年3月30日付で内閣総理大臣から、また環境大臣から埼玉県知事に、岩手県県北の木くず約5万トンの広域処理の協力要請がございました。埼玉県では、平成24年度から2年間で約5万トンの広域処理を予定しておりますが、そのうちの約4万2,000トンを太平洋セメントの熊谷工場と日高市にございます埼玉工場、三菱マテリアルの横瀬工場が協力する意向を示し、住民説明会が実施され、処理に向け準備されていると伺っております。

そして、残りの約8,000トンの処理を市町村及び一部事務組合の焼却施設に協力を依頼したものであります。

ご質問の当組合の提示する条件とはどのようなものかにつきましては、構成市町の理解、構成市町議会の理解、当組合議会の理解、立地している地域住民の理解を得ること、住民説明会を開催する際には、国及び埼玉県の説明者の出席を求めること、焼却灰受け入れ先の理解を得ること、木くず以外が混入し、施設の補修が必要となった場合の補償などが受け入れの条件であります。

次に、条件が整えば受け入れたいとした理由につきましては、被災地の復興は、日本全体の問題 と受けとめておりますので、当組合としてもできる限りの協力をしていくべきと、このように考え ているところでございます。

また、埼玉県は、災害廃棄物受け入れに関する調査の結果、条件が整えば受け入れたいとする13団 体のうち、みずからの区域内に最終処分場を持つ、さいたま市、川越市、入間市の3市への打診を 先行しているところでございます。

○岡田恒雄議長 1回目の答弁が終わりました。

杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 昨年の10月の定例議会でこの件については一般質問をさせていただいた経緯もありますけれども、その後半年の間に、震災による廃棄物の処理について、テレビや新聞でも続々と取り上げられ、全国でも、また県内でも被災地の災害廃棄物の受け入れを市に求める決議を上げている自治体も出始めております。

先ほど1回目の答弁で、条件とはということで質問をさせていただきましたけれども、4月27日の埼玉新聞に掲載をされておりましたけれども、今管理者の答弁の中に、さいたま市、入間市、川越市のほうで優先的にという答弁ありましたけれども、その川越市のほうで受け入れをするという記事が4月27日の埼玉新聞に出ておりまして、受け入れに際して、川越市も5つの条件を提示しているということが書かれておりました。中部環境としても議会の理解ですとか、地域住民の理解、灰の受け入れですとか、国、県の説明者の出席ですとか、施設の補償まで条件提示をされているということのようなのですけれども、川越市のその条件提示を見てみますと、若干中部環境と同じ部分もあるのですけれども、5つのうち、まず1つ目としましては、焼却灰の処理先として、最終処分やリサイクル工場の確保をすること、自分で最終処分場を川越市は持っているということもありますので、このような条件をつけているというふうには思うのですけれども、2つ目として、受け入れに必要な施設の補修整備費は全額補助をすること、3つ目としては、市民が理解できる安全性の説明と継続的な数値の管理を行うこと、4つ目としては、災害廃棄物に異物が混入し、施設の補修が必要になった際、補償をすること、5つ目として、焼却残渣に一定以上の放射性物質が検出をされた際、責任を持って引き取ることということ、この5つを受け入れ条件としたというふうに新聞報道でされておりました。

また、このほかにも基準値超えの残渣の引き取りについては、国際基準や国の基準をもとに、市 民が納得する数値を川越市独自で検討していきたいということも書かれておりました。

受け入れをするには、まず住民の理解を得るということが大前提となってくるわけですけれども、そのためには放射性物質への不安を取り除くということが必要ではないかというふうに思います。 国が定めた放射能汚染による指定廃棄物は、セシウム134と137の濃度合計で1キロ当たり8,000ベクレル以上のものというふうになっておりますが、これを超えるものについては、国のほうで処理をするというふうになっているのですけれども、これ以下のものについては、たとえ放射性物質が含まれていても、一般の廃棄物と同様の扱いとされるということで、十分な対策が現段階では講じられない現状です。しかも、現在の1キロ当たり8,000ベクレルという基準は、昨年の6月の段階で原子力安全委員会が当面の考え方として示したものを準拠したものでありまして、住民の懸念や不安にきちんとこたえるためには、住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染をされた廃棄物の基準の見直し、あるいは放射線防護対策を強化することが必要であるというふうに考えます。

また、住民の不安として、これとあわせて心配されていることは、有害物質の問題です。東北で

は、たくさんの工場が津波で被害に遭い、アスベストや六価クロム、砒素やポリ塩化ビフェニルを 初め、公害となる多くの物質で廃棄物が汚染をされて、複合汚染になるということも言われており ます。放射能も含む有害物質の汚染拡大防止のために安全確保のためのルールづくりを行うべきで あるというふうに思います。

政府がこのような対策を十分行わない中で、中部環境として受け入れをするのであれば、住民の 皆さんの安全が守られるための条件を国や県に対して求めていく。これは当然必要なことだろうと いうふうに考えます。

廃棄物の受け入れに対して、国や県に対し受け入れに当たって条件提示を行うこと、これについて中部環境としてはどのような考え方でいるのか、再質問をさせていただきたいと思います。

- ○岡田恒雄議長 再質問に対する執行部の答弁をお願いいたします。 新井管理者。
- ○新井保美管理者 杉田議員さんのお尋ね、もっともなことだというふうに思います。

木くず、ここで受け入れようとして考えているのは、木くずでございまして、いわゆる瓦れきではございません。それから、国、県から要請されておりますのは、岩手県の北部ということで、事故を起こしました福島第一原子力発電所からは、吉見よりもずっと距離の遠いところでございまして、岩手県の北部のほうでは放射能汚染というのはほとんどないというふうに言われておりますので、そうしたご心配はもっともでございますけれども、今お話にありましたような放射能に汚染された木くず、あるいは複合的な、有害物質を含んだような木くず、こういうものは搬入されないであろうというふうに考えておりますけれども、受け入れということが決まりますれば、当然それらについても確認をしていく、それが必要であろうというふうに考えております。

- ○岡田恒雄議長 再々質問、杉田しのぶ議員。
- **○13番 杉田しのぶ議員** 受け入れが決まれば確認をしていくと、そういう心配はないだろうという ご答弁をいただいたのですけれども、やはり住民の、実際に数値を測定をして、そうしたものを示して、住民の不安を解消するということが一番住民の皆さんは求めていることであろうというふう に思いますので、まず受け入れの前の段階で、そうした確認をきちっととっていただきたいという ふうに思います。受け入れるということになった場合においてはという点で今お話をさせていただいております。

1回目の答弁で、条件が整えば受け入れをしたいという理由について伺いましたけれども、その点については日本全体の問題で、できる限り協力をしたいというご答弁の文句がありました。被災地の復興におきましては、やはり私は地元の声が最優先されるべきだというふうに考えております。今回は、岩手県の木くずを当組合は受け入れるということで、今やりとり、一般質問のやりとりはしておりますけれども、被災地の復興と言えば、福島県も被災地の一つであります。これは例に挙げてお話をしますけれども、福島県の南相馬市の市長さんは、災害廃棄物を使って防潮堤をつくり

たいということを早くから言われておりました。護岸工事の基礎に廃棄物を使いたいという意見を国に上げていたそうなのですけれども、なかなかこれは取り合ってもらえなかったということを語っています。また、広域処理の問題も、全国の自治体に割り振り、協力要請をするだけというやり方ではなくて、現地での処理能力の増強をする中で、現地での雇用が生まれるような、そうしたことも同時に考えていくべきであろうというふうに思います。活用できるものはぜひ再利用し、被災地の復興と雇用の創出を同時に行っていく、このことがまさに今被災地で求められていることだというふうに考えておりますけれども、廃棄物の処理を通じて、地元の声を応援する、被災地を応援する立場で今後さまざまな機会を通じて、国に対してもぜひ中部環境としても地元を応援する、被災地を応援する場合で意見を上げていただきたいということをお願いしたいと思いますけれども、この点について見解を伺わせていただきたいと思います。

- ○岡田恒雄議長 再々質問に対する答弁を求めます。 新井管理者。
- ○新井保美管理者 木くずの受け入れとはまたちょっと角度が違ったようなお話でございますけれども、災害で発生した瓦れきを処理するために、これを海岸に防潮堤として、これを盛り上げて、その上に土をかぶせて、ここに木を植えて、その木は広葉樹がいいのだそうですけれども、これを植えて防潮堤をつくるという提案につきましては、これは横浜国立大の名誉教授であります宮脇昭先生、この先生が災害発生のときからもう提唱していることでございまして、私もその方法が一番いいのではないかなというふうに考えています。

お尋ねの木くずの処理につきまして、その木くずと一緒に生活をしている方々がおいでになるわけですから、それらのことをやっぱり考えなくてはいけないだろうというのが基本的な考えです。 お尋ねのありました瓦れきを単に処理してしまうのではなくて、災害防止用の資材として使うこ

とで、雇用が発生し、被災地の復興が早まるという考えでありますが、全く同感でございます。機 会があれば、そういうところも県や国にも申し上げていきたいと考えています。

○岡田恒雄議長 以上で、杉田しのぶ議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

◎管理者あいさつ

- ○岡田恒雄議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。 ここで管理者から発言を求められておりますので、許可をいたします。 新井管理者。
- ○新井保美管理者 それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。 当センターは、昭和59年に竣工して以来、当年で29年目を迎えようとしておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上

げる次第でございます。

広域化の枠組みにつきましては、現在正副管理者会議で協議を継続しておりますが、新施設の整備も進めなければなりませんので、早い時期に方向性を見出せるよう協議を進めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより 一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げま して、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○岡田恒雄議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会をいたします。 お疲れさまでございました。

(午前 9時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成24年5月22日

議			長	岡	田	恒	雄
署	名	議	員	荻	野		勇
署	名	議	員	杉	田	しの	ž
署	名	議	員	内	野	正	美